

# 「建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」の解説

令和4年4月

大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市

## 建設汚泥の自ら利用に関する指導指針の解説

この解説書では、指針のそれぞれの条文を枠内に掲げ、その下に解説を記載しています。なお、大阪府（次の9市の区域を除く区域を所管）、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市（以下「政令市」という。）においては、それぞれ同じ内容の指針を策定しておりますが、この解説では大阪府の指針を代表して掲載しております。従って、政令市の区域における建設工事については、各条文を必要に応じてそれぞれの市に対応する内容に読み替えてください。

（例）知事 → ○○市長、府の所管する区域 → ○○市の所管する区域

大阪府循環型社会形成推進条例第16条第1項

→大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第23条の2

堺市循環型社会形成推進条例第15条第1項

豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条第1項

吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第3条第1項

高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例第13条

枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第3条第1項

八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第3条第1項

寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第3条第1項

東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第3条第1項

### （趣旨）

#### 第1条

本指針は、大阪府の所管する区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条第1項に掲げる市の区域を除く。）の建設工事から生じる汚泥（以下「建設汚泥」という。）を占有者自らが現場（第6条による現場間利用を含む。）において再生利用する（以下「自ら利用」という。）ことについて注文者等工事関係者の役割、利用条件等を定めるものである。

### 【解説】

#### (1) 建設汚泥について

建築物の基礎工事（杭工事）や地盤改良工事、シールド工法等によるトンネル掘削工事など建設工事に伴って生じる泥状（液状）のもの（※）は、産業廃棄物の汚泥（建設汚泥）として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づいて適正に処理することが義務付けられている。

※建設汚泥と土砂の具体的な判断基準については、「掘削工事に伴う汚泥と土砂の判断区分について」（大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市、令和2年4月）を参照

## (2) 自ら利用による現場再生利用について

この建設汚泥については、再資源化施設へ搬出し再生利用、又は最終処分がなされてきたが、この間、環境省において、建設汚泥の自ら利用にあたっての留意事項及び再生利用指定に当たっての考え方について検討がなされ、その結果、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月)、「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」(平成18年7月)として通知がなされたことから、建設汚泥の現場内、現場間利用が一定、可能となった(国土交通省は、平成18年6月、同省の発注工事に係る建設汚泥に関して現場内利用を原則とする旨について出先機関等に通知している。)

## (3) 指導指針について

大阪府では、リサイクルと称する不適正処理を排除しつつ、確実な現場内(現場間)利用が行われることを担保する観点から、平成19年7月に大阪府所管区域※で発生する建設汚泥に適用する自ら利用に関する指導指針を策定した(平成22年10月、その後、順次中核市への移行がなされたことを受け改定)。

本指針では、国の通知内容等を利用の条件等として位置づけるとともに、個別工事ごとに注文者が知事と事前協議を行うこと等注文者及び元請業者の役割を規定しており、本指針の運用により計画的で適正な現場再生利用を図ることとした。

※大阪府所管区域とは、大阪府域のうち政令市を除く地域をいう

### 留意点

- (1) 政令市においても同様の指導指針を策定している。政令市の区域で自ら利用を計画する場合は各市の産業廃棄物担当窓口にご相談すること。
- (2) 自ら利用指針に基づかない建設汚泥の現場利用は、「廃棄物の不適正処理」とみなされることがあることに注意すること。
- (3) 利用しなかった建設汚泥又は処理後物は産業廃棄物の「汚泥」として適正に処理しなければならない。

(適用工事)

## 第2条

本指針は、次に定める建設工事に係る建設汚泥について適用する。なお、第3号に規定する建設工事に係る建設汚泥は、第6条による現場間利用については適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が注文する建設工事
- (2) 国又は地方公共団体と同程度の施工管理基準及び管理体制を有する者が注文する建設工事
- (3) (1) 及び(2) 以外の建設工事のうち、建設汚泥の発生量がおおむね1,000トン以上、建築物の容積率の算定の基礎となる延床面積がおおむね10,000平方メートル以上又は建設計画の区域がおおむね10,000平方メートル以上のいずれかに該当する建設工事。ただし、工事完了後に建築物の所有権の移転が予定されている建設工事（所有権移転後の所有者の同意が得られている場合を除く。）は対象としない。

### 【解説】

建設汚泥の現場内又は現場間利用については、工事注文者が利用後の土地（施設）を管理することになること、又建設資材として認められる処理後物の利用を確実に担保することになることから、注文者の利用の意思及び建設汚泥の発生から利用完了まで注文者が元請業者を管理することが重要な要素となるため、次に掲げる対象工事に限定した。

#### 1 指針対象となる工事

大阪府の区域で行われる工事であって次の(1)から(3)のいずれかに該当する工事を対象とする（以下「公共工事等」という。）。

- (1) 国又は地方公共団体が注文する建設工事
- (2) 国又は地方公共団体と同程度の施工管理基準及び管理体制を有する者が注文する建設工事とは、次の①から③をすべてを満たす注文者（鉄道、道路、空港等の工事注文者が該当すると考えられる）が注文する建設工事。
  - ① 工事施工に関する基準が整備されていること（土木管理施工基準、共通仕様書、工事請負必携等）
  - ② 工事実績があること
  - ③ 工事の施工管理を行う人的体制があること
- (3) (1) 及び(2) 以外の民間事業者が行う建設工事のうち、次の①から③のいずれかに該当する建設工事
  - ①建設汚泥の発生量がおおむね1,000トン以上
  - ②建築物の容積率の算定の基礎となる延床面積がおおむね10,000平方メートル以上
  - ③建設計画の区域がおおむね10,000平方メートル以上工事完了後に建築物の所有権の移転が予定されている建設工事で、例えば

分譲マンションのように、所有者（マンション購入者）が複数存在し、事前に同意が得られないものは対象としない。しかし、PFI事業（公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術能力を活用して行う事業）のBOT方式（民間事業者が資金調達、設計、施工を行い、完成後契約期間中運営を行い、契約期間終了後に所有権を公共部門に移転する）で実施する場合等、工事前に所有権移転後の所有者の同意が得られる場合は、対象とする。

※（3）の対象工事は現場内利用に限る。現場間利用は対象外。

## 2 現場間利用の対象となる工事

公共工事等の注文者が、建設汚泥が発生する工事現場以外の区域で行なう工事（同一注文者の工事に限る。）に当該注文者の資材として処理後物を利用する場合に適用する。

ここでいう「同一注文者」とは、国又は準じる機関にあっては出先機関の長、地方自治体にあっては当該地方自治体の長が注文する工事間を意味する。

- ・国 国の出先地方機関の長（例：近畿地方整備局長、近畿農政局長）
- ・国に準じる機関 出先機関の長（例：UR 西日本支社長、西日本高速道路(株)関西支社長）
- ・府市町村 当該地方自治体の長（知事、市町村長、水道事業管理者等）

※（3）の建設工事は対象としない。

（利用の範囲）

### 第3条

建設汚泥を再生処理したもの（以下「処理後物」という。）の利用範囲は、土木工作物本体及び構造物の裏込め等工作物と一体的な箇所に限ることとする。

#### 【解説】

処理後物は、建設汚泥再生利用技術基準の別表「建設汚泥処理土の適用用途標準」を参考にして、道路等土木構造物等の工作物本体及び土木構造物の裏込め等工作物と一体的な場所に利用できる（土地造成及び埋立への利用を除く。）。

#### (1) 利用できる具体例

- ・道路用盛土（路床、路体）
- ・河川築堤（一般堤防、高規格堤防）
- ・鉄道盛土
- ・空港盛土
- ・建築物及び工作物の基礎部の埋め戻し
- ・土木構造物の裏込め

#### (2) 利用を禁止する用途

- ・土地造成、陸上・水面埋立への利用は禁止

表 建設汚泥処理土の適用用途標準

区分	適用用途	工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏入れ		道路用盛土				河川築堤			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体		高次崩落防		一般崩防	
								評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種処理土 (珪砂処理・高度安定処理)		◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 層利用注意 礫混入率注意 透水性注意	○	
	処理土	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎		◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意
第2種処理土	改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
	処理土	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意 粒度分布注意	◎	施工機械の選定注意 粒度分布注意
第3種処理土	改良土	○		◎	施工機械の選定注意 表層利用注意	○		○		◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意 表層利用注意	◎	施工機械の選定注意 表層利用注意
	処理土	△		○		△		△		○		○		○	
第4種処理土	改良土	△		○		△		△		○		○		○	

本表に例示のない適用用途に建設汚泥処理土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

注：処理土：建設汚泥を処理したもの。改良土：処理土のうち、安定処理を行ったもの。

凡例：[評価]

- ◎：そのまま利用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な処理方法（含水比低下、粒度調整、機能付加、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコストおよび時間が必要なもの。

土質改良の定義

- 含水比低下：水切り、天日乾燥等を用いて含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
- 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
- 機能付加：固化材、水や軽量材・補助工法等を混合や敷設することにより処理土に流動性、軽量性・耐久性などの付加価値をつけることにより利用可能となるもの。
- 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理や高分子系や無機材料による土中水分の固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

留意事項

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上がり厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。または利用用途により粒度分布の範囲の規定があるもの。
- 透水性注意：透水性が高いため、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出などで植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があるため、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

(出典：建設汚泥処理土利用技術基準、国土交通省)

(現場内利用に関する注文者の役割等)

#### 第 4 条

建設汚泥が発生する現場内で自ら利用を行うこと(以下「現場内利用」という。)を計画する場合は、注文者は、次に定める条件等で実施しなければならない。

- (1) 当該工事の注文までに現場内利用について様式 1 により知事と協議すること。ただし、当該工事注文後に、自ら利用を行うことを計画し設計変更する場合については、第 5 条第 1 号に基づき元請業者が行う様式 2 による計画の提出までに知事と協議すること。
- (2) 前号の協議を経た工事注文又は工事注文後の設計変更に際し特記仕様書等の設計図書で当該建設汚泥の再生利用についてその要求品質、数量、処理方法、利用場所その他必要な事項を明示すること。
- (3) 工事中においては、注文者から建設工事を直接請け負う者(以下「元請業者」という。)が行う再生利用に関する管理を適切に行うとともに、工事完了後は建設汚泥の発生状況、利用工事の施工方法、施工場所等について元請業者から報告を徴し、当該記録を最低 5 年間保存すること。

#### 【解説】

##### [現場内利用における注文者の役割]

自ら利用においては、注文者の役割が重要であることは前述のとおりであり、本条では現場内利用を計画する場合に注文者が行うべき具体的な内容を示した。

##### (1) 利用に係る事前協議

建設汚泥の発生が予測される工事であって、当該工事現場内で再生処理を行い、当該処理後物の利用を計画するときは、その概要を記載した様式 1 の協議書により知事((環境部局)以下同じ)と協議すること。

なお、様式 1 の協議書の提出部数は 2 部(1 部は提出者に返却するため写しでもかまわない)とする。

##### (2) 利用方法等の明示

上記の協議が整った工事において、建設汚泥の再生処理方法、処理後物の要求品質、利用場所等を注文図書等文書で明示するものとした。

##### (3) 施工管理・記録の保存

工事中及び工事完了後、適正な利用がなされたことを確認すること、また施工場所等の記録を保存するものとした。

なお、これらの記録は、当該建設工事完了後最低 5 年間、保存することになる。

(現場内利用に関する元請業者の役割等)

## 第5条

元請業者は、前条に掲げる建設汚泥の適正な再生利用を図るため、次に掲げる事項を注文者の指示・監督の下、確実に実施するものとする。

- (1) 当該建設汚泥の処理及び利用に関する計画を様式2により知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。
- (2) 再生処理は、安定的な性状の処理物となるよう、適切な施設を使用して行い、かつ飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように、自ら行うこと。
- (3) 利用できる処理後物は、次に掲げるいずれの項目にも適合することを試験、分析により確認したものとする。
  - ① 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月国土交通省。以下同じ。）に示された用途別の品質に適合していること。
  - ② 工事仕様書等で規定された要求品質を満たしていること。
  - ③ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下同じ。）別表第4及び第5に規定する基準等に適合していること。
- (4) 建設汚泥及び処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと。
- (5) 利用工事は、生活環境の保全上支障が生じないように適切に実施すること。
- (6) 建設汚泥の発生量、再生処理量、試験及び分析記録、利用量、利用場所及び利用しなかった処理後物があった場合、処理後物の処理量その他必要な事項を記録するとともに当該結果を知事及び当該工事の注文者に遅滞なく書面により報告すること。また当該記録を工事完了後最低5年間保存すること。
- (7) 第1号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、当該工事の注文者の承認を受けたのち、変更に関する計画を様式3により知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。

## 【解説】

### [現場内利用における元請業者の役割]

建設汚泥の再生利用は、排出事業者である元請業者が担うことになる。

再生利用に際し、具体の業務を規定した。

#### (1) 処理・利用計画書の提出、管理責任者の設置

- ① 受注工事から発生する建設汚泥について現場内利用する場合は、事前に様式2の処理・利用計画書を2部（1部は提出者に返却するため写しでもかまわない）提出するものとし、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手するものとした。
- ② 管理責任者の設置については、建設汚泥等産業廃棄物全般について管理・



監督責任を有する立場の者を選任すること。なお、本管理責任者は、大阪府循環型社会形成推進条例(平成 15 年 3 月大阪府条例第 6 号)第 16 条第 1 項に規定する産業廃棄物管理責任者に位置づけ、可能な限り次のいずれかに該当する者から選任するものとする。

- ・法に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者又は技術管理者の資格を有する者
- ・大阪府等自治体が発行する法に関する説明会、講習会の受講者
- ・産業廃棄物の処理に関する2年以上の経験を有する者

## (2) 再生処理時の留意事項

注文者が指定する建設資材としての品質を得るための処理に際しての留意点を記述したものである。

### ① 処理方法の選定

- ・土壌性状及び要求品質を勘案して、品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術を採用し、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認できる施設を使用すること。
- ・重機のみでの処理では均質な品質確保が困難と考えられるため、機械的混合、養生施設等の設置を検討する必要がある。

### ② 環境保全対策

- ・再生処理については、法の処理基準が適用されるので遵守して行うこと。
- ・建設汚泥又は処理後物は、土砂や廃棄物が混入しないように管理すること。
- ・降雨による流出防止措置をとること。
- ・セメント等処理剤の利用に伴って水路、地下水等にアルカリ性が高い排水が出ない措置をとること。

(例：中和施設 (pH 管理が可能なもの) の設置)

### ③ 処理主体

- ・処理は、元請業者自ら実施すること。なお、作業のみを工事の協力会社等が行う場合にあつては元請業者の責任の下、適正に作業管理を実施しなければならない。

### ④ 再生場所

- ・建設汚泥の再生処理は、当該発生現場で行うことを原則とするが、敷地が狭小等の理由により近隣の場所で行う場合は、建設汚泥の長距離運搬とならない場所を確保して行うこと。
- ・なお、この場合には当該元請業者が自ら運搬するか若しくは収集運搬の許可業者に委託して運搬すること。

## (3) 処理後物の品質基準等

処理後物は、建設資材としての性能(強度、形状等)を有し、かつ無害でない限りは取引価値があるものとはいえない。

このため、建設資材として利用できる要件を処理後物の品質基準として列挙している。

当然ながら、利用前には、当基準に適合していることを強度試験及び分析により確認しなければならない。

(注) 当基準に適合しない処理後物を利用する行為は、建設資材として取引価値がない

廃棄物の処分とみなされるので留意しなければならない。

①② 目標品質の設定

建設資材としての性能に係る品質基準は、建設汚泥の処理土利用技術基準（国土交通省）に掲げる「建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値」に準拠しており、利用用途に応じ、第1種処理土から第4種処理土の中から品質区分を選定することになる（品質区分は巻末資料4参照）。

③ 利用のための有害物質基準

利用できる処理後物の有害物質に係る基準は、土壤汚染対策法に規定する溶出量基準及び重金属等の含有量基準を準用しており、処理後物は、このいずれの基準にも適合する必要がある。

なお、地盤の履歴調査等からダイオキシン類が検出される恐れがある場合には、上記有害物質に加えダイオキシン類についても分析し、ダイオキシン類に係る土壤環境基準値（平成11年環境庁告示第68号）に適合していることを確認すること（有害物質の種類ごとの基準値は巻末資料3を参照）。

④ 品質の確認方法

上記①②により選定した品質区分（第1種処理土～第4種処理土）に応じた強度基準（コーン指数）を試験により確認することになる。

ア 試験頻度等

試験項目、方法及び頻度は次表のとおりとする。

判定指標	試験項目	試験方法	頻度
コーン指数	締固めた処理後物のコーン指数試験	JISA1228に準拠※	1日の処理量が200m <sup>3</sup> を超える場合、200m <sup>3</sup> ごとに1回、200m <sup>3</sup> 以下の場合、1日1回

（国土交通省：建設汚泥処理土利用技術基準に準拠）

※試料は、処理後物を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたものとする。

なお、第2種処理土から第4種処理土については下表による試験方法を標準とする。

表 処理後物のコーン指数（qc）の試験方法

供試体の作製	試料	処理後物を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたもの※
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm <sup>3</sup>
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
測定	突き固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15 cmの高さから25回突き固める。
	コーンペネトロメータ	底面の断面積 3.24cm <sup>2</sup> 先端角度 30度のもの
	貫入速度	約1 cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入力を求める。

計 算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して平均貫入力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン指数の底面積 3.24 cm <sup>2</sup> で除する。

※JISA1228の土質試験方法と異なるので注意  
 モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入力を求める。

#### イ 分析方法

有害物質の分析方法は次に示す方法で行うこと。

- ・溶出量に係る分析方法

「土壌溶出量調査に係る測定方法（平成 15 年 3 月 6 日 環境省告示第 18 号（平成 31 年 3 月 20 日最終改正）」に定める分析方法による。

- ・含有量に係る分析方法

「土壌含有量調査に係る測定方法（平成 15 年 3 月 6 日 環境省告示第 19 号（平成 31 年 3 月 20 日最終改正）」に定める分析方法による。

- ・ダイオキシン類に係る分析方法

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号（平成 21 年 3 月 31 日最終改正）」による。

#### ウ 分析頻度

処理後物の性状は、原地盤の地質により影響を受けるため次表を標準として有害物質の分析頻度を決定すること

標準採取表

採取数	処理後物 1000m <sup>3</sup> ごとに 1 検体以上
備考	1 検体につき 5 点から採取し、均等に混合したもの

#### (4) 処理後物の保管

処理後物は、通常、利用するまでの間、仮保管を行うことになるが、屋外で保管する場合は次の事項に留意し適切に管理する必要がある。

- ・降雨等で品質劣化が生じないように、シート掛けの実施
- ・周辺の土砂等に混入しないよう、区分して保管
- ・処理後物である旨の表示板の設置

#### (5) 処理後物の利用

処理後物の利用工事は、事前に知事に提出した建設汚泥の処理・利用計画書の内容に基づいて行うことになる。

なお、利用に伴って河川、地下水等周辺生活環境への影響が生じないように利用箇所の選定、施工方法等について十分検討しておくことも必要となる。

利用用途に関しては、第 3 条関係解説を参照すること。

## (6) 工事記録

元請業者は、発生した建設汚泥を資材として確実に利用したことを示すため記録の作成及び保存をするとともに知事及び注文者にも報告することとした。

### ① 利用記録・報告事項

- ・報告者名、所在地
- ・注文者名、所在地
- ・工事の名称、所在地
- ・工事の期間
- ・建設汚泥の発生量、処理量、利用量
- ・目標とした処理後物の規格（例：第3種処理土）
- ・強度試験等結果票
- ・分析結果票
- ・利用場所（利用箇所を図面で明示したもの）
- ・利用用途（例：道路路体、路床、橋脚の埋め戻し）
- ・工事記録写真
- ・利用しなかった処理後物があった場合、処理後物の処理量（マニフェストの写しを含む）

### ② 報告

- ・工事完了後、遅滞無く注文者及び知事に結果についての報告書（指定様式なし）を知事に1部、注文者に1部提出すること。

### ③ 保存

- ・記録した図書を工事完了後最低5年間保存すること

## 留意点

記録は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と同様、当該工事現場を統括する元請業者の支店、営業所等の管理担当部署で保管・管理すること（以下指針第7条及び第8条に規定する記録の保存について同様とする）。

## (7) 計画の変更

利用計画は当初から十分検討を加えて作成する必要があるが、特段の事情により変更を要する場合で次の①から④のいずれかに該当する場合は、知事に様式3の変更届を2部（1部は提出者に返却するため写しでもかまわない）提出することとし、これ以外の変更については報告事項とする。

また、計画変更に該当する工事の着手については、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降とする。

なお、変更内容については当該工事の注文者に承認を受けておく必要がある。

- ①発生見込み量の概ね20%以上の増加
- ②処理方法の変更
- ③利用方法の変更（例：橋脚埋め戻し→道路路体の盛土）
- ④再生品の目標品質の変更（例：第3種処理土→第2種処理土）

(現場間利用に関する注文者の役割等)

## 第6条

建設汚泥が発生する場所以外の工事区域（大阪府内の工事現場で注文者が同じ場合に限る。）に処理後物を搬出し、当該工事区域で建設資材として自ら利用を行うこと（以下「現場間利用」という。）を計画する場合は、注文者は、次に定める条件等で実施しなければならない。

- (1) 建設汚泥が発生する工事を注文する担当部署の長（以下「発生担当部署長」という。）は、当該工事の注文までに現場間利用について様式4により知事と協議すること。ただし、当該工事注文後に、自ら利用を行うことを計画し設計変更する場合については、第4号及び第7条第1号に基づき発生担当部署長と当該発生工事の元請業者（以下「発生工事元請業者」という。）の連名で行う様式5による計画の提出までに知事と協議すること。
- (2) 発生担当部署長は、処理後物を利用しようとする工事を注文する担当部署の長（以下「利用担当部署長」という。）と利用条件、利用時期、管理体制等に関する協議・調整を行い、その結果を前号の協議書に添付すること。ただし、発生担当部署長と利用担当部署長が同一の場合はこの限りではない。
- (3) 発生担当部署長は、第1号の協議を経た建設汚泥が発生する工事の注文又は工事注文後の設計変更に際して、特記仕様書等の設計図書で建設汚泥の処理方法、要求品質、数量その他必要な事項を明示すること。
- (4) 発生担当部署長は、当該建設汚泥の処理に関する計画を様式5により、発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、発生工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。
- (5) 発生担当部署長は、第1号の協議に従い、適切に利用できる処理後物を運搬するとともに、処理後物の搬出日、数量等を記録する等適正な管理を行うこと。また、利用できる処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと。
- (6) 発生担当部署長は、発生工事元請業者が行う再生処理に関する管理を適切に行うとともに、工事完了後は建設汚泥の発生量、再生量等について発生工事元請業者から報告を徴し、当該記録を最低5年間保存すること。
- (7) 利用担当部署長は、当該建設汚泥の利用に関する計画を様式6により、利用担当部署長と当該利用工事の元請業者（以下「利用工事元請業者」という。）の連名で知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、利用工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。
- (8) 利用担当部署長は、第1号の協議及び第7号の計画に従い、処理後物を利用しようとする工事の注文又は工事注文後の設計変更に際して、特記仕様書等の設計図書で処理後物の受入方法、利用場所、利用量、施工方法その他必要な事項を明示すること。
- (9) 利用担当部署長は、利用工事元請業者が行う処理後物の利用に関する管理を適切に行うとともに、工事完了後は処理後物の利用場所、施工結果

等について利用工事元請業者から報告を徴し、当該記録を最低 5 年間保存すること。

- (10) 第 4 号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式 7 により発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で知事に提出し、第 9 条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、発生工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。また、第 7 号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式 8 により利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で知事に提出し、第 9 条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、利用工事元請業者が工事着手するよう指示・監督すること。

#### 【解説】

本条では、建設汚泥が発生する工事場所での利用用途がなく又は少なく、同一の注文者が他の区域で予定している工事場所での利用が見込まれる場合（現場間での利用）を想定したものであり、その際の注文者の役割等を規定したものである。

#### 1 利用できる工事間の範囲

現場間利用ができるのは次表の例では、A、B 間のみで、A、C 間は、注文者が異なるため利用できない。

又、本指針の規定上では、大阪府〇事務所長が「発生担当部署長」に該当し、大阪府△事務所長は「利用担当部署長」に該当することになる。

注文者	担当部署	工事種類	汚泥発生	処理後物の利用	適用
大阪府 知事	大阪府〇事務所	A 道路建設工事	有り	無し	A ⇄ B 間で○
	大阪府△事務所	B 河川整備工事	無し	有り	
〇〇市長	〇市建設事務所	C 道路建設工事	無し	有り	A ⇄ C 間は×

#### 留意事項

- ① 利用場所は、大阪府内の区域（政令市を含む）に限られる。他府県での利用はできない。
- ② 利用場所が大阪府内であっても、発生場所の区域を所管する産業廃棄物担当行政庁と利用場所の区域を所管する産業廃棄物担当行政庁が異なる場合は、あらかじめ指針第 10 条に基づく調整が必要となる。

#### 2 利用条件等のポイント

##### ① 処理後物の扱いについて

建設汚泥発生現場で再生処理がなされ、建設資材として認められる性状とした物（第 7 条第 3 号に規定する処理後物に適合しているものに限る。）を注文者が指針で定める利用条件等を満たして適正に管理を行い、かつ確実に利用する場合に限って、当該処理後物は、当該工事注文者の占有物（資材）と見なすこととした。

このことを明確にするため、本条第 5 号で、処理後物（資材）の運搬等に

関する管理規定を定めたものである。

② 現場間利用における注文者の役割

本条では、同一注文者の工事であって、注文の事務、施工管理等の実務を担当している部署が異なる工事間で利用する場合を想定し、建設汚泥が発生する工事注文部署を「発生担当部署」、処理後物の利用工事の注文担当部署を「利用担当部署」と定義し、各々遵守事項を掲げている（上記1の表参照、巻末資料2-2参照）。

③ 現場間利用の計画にあたって特に留意すべき事項

<再生処理の主体>

○ 建設汚泥の再生処理を行う者は、当該建設汚泥が発生する工事の元請業者（「発生工事元請業者」）に限られること。

<再生場所>

○ 建設汚泥の再生処理は、当該発生現場で行うことを原則とするが、敷地が狭小等の理由により近隣の場所で行う場合は、建設汚泥の長距離運搬とならない場所を確保して行なうこと。

なお、この場合には当該元請業者が自ら運搬するか若しくは収集運搬の許可業者に委託して運搬すること。

<処理後物の運搬>

○ 「発生担当部署長」は、元請業者から引渡しを受けた処理後物の運搬に際し、搬出日、数量等を記録する等自ら適正に管理を行うこと。

○ 「発生担当部署長」は、「発生工事元請業者」等の工事関係者に処理後物の運搬を行なわせることは支障ないが、この場合にはマニフェストに準じた管理伝票を使用する等確実な管理に努めなければならない。

<処理後物の保管>

○ 処理後物の利用までの間の保管においては、次の点に留意すること。

- ・保管高さ等は法保管基準に準拠して管理すること
- ・飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと
- ・屋外で保管する場合は、シート掛け等降雨等による品質劣化の防止措置をとること
- ・土砂等が混入しないよう区分して保管すること
- ・処理後物である旨表示すること

<利用期間>

○ 処理後物の利用は、品質が確認され、「発生担当部署長」が引渡しを受けた日から利用工事着手までの期間は、原則として1年以内とする。

<その他の留意点>

○ 注文者は、「発生工事元請業者」から引き渡しを受けた処理後物について、利用現場までの運搬、「利用工事元請業者」への引渡しまでの間、資材としての管理責任を有することになること(下表を参照)。

（現場内利用時における注文者の役割（第4条関係）と性格が異なること

に十分に認識しておくことが必要である。)

○確実に再生利用することを前提として建設汚泥の処理を行うものであることから、利用しない処理後物が生じないように、発生担当部署長は、利用担当部署長と事前に十分調整しておくこと。万一、利用しなかった処理後物が生じたときは、処理後物が不要となった時点で所有する者が処理責任を負うことになる。なお、処理後物を処理する場合、産業廃棄物の種類は「汚泥」として処理すること。

○ その他、注文者等関係者の具体的な役割について巻末資料2-2を参照

(参考) 建設汚泥の発生から利用までの法適用等の関係

手 順	工 事 場 所	作 業 内 容	発 生 物	法 の 適 用 の 有 無	管 理 主 体
1	A 現 場	掘削	汚泥	○	元請 (a)
2		建設汚泥の再生処理	汚泥	○	元請 (a)
3		処理後物の保管	汚泥	○	元請 (a)
4		品質確認後、引渡し	処理土 (資材)	× (注1)	注文者
5		搬出	処理土 (資材)	× (注1)	注文者
6		運搬 (注2)	処理土 (資材)	× (注1)	注文者
7	B 現 場	受入	処理土 (資材)	× (注1)	注文者 元請 (b)
8		利用	資材の利用	×	元請 (b)

(注1) 利用条件等に適合し、確実に再生利用するときのみ、法の適用なし

(注2) 運搬は注文者の資材として自ら管理して行うもの

(注3) 万一、利用しなかった処理土は、その時点の管理主体の産廃として処分



(現場間利用に関する発生工事元請業者の役割等)

#### 第7条

発生工事元請業者は、前条に掲げる建設汚泥の適正な再生利用を図るため、次に掲げる事項について、発生担当部署長の指示・監督の下、確実に実施するものとする。

- (1) 当該建設汚泥の処理に関する計画を様式5により、発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。
- (2) 再生処理は、安定的な性状の処理物となるよう、適切な施設を使用して行い、かつ飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように、自ら行うこと。
- (3) 利用できる処理後物は、次に掲げるいずれの項目にも適合することを試験、分析により確認したものとする。
  - ① 建設汚泥処理土利用技術基準に示された用途別の品質(第4種処理土を除く。)に適合していること。
  - ② 工事仕様書等で規定された要求品質(第4種処理土を除く。)を満たしていること。
  - ③ 土壌汚染対策法施行規則別表第4及び第5に規定する基準等に適合していること。
- (4) 建設汚泥及び処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないように行うこと。
- (5) 建設汚泥の発生量、再生処理量、試験、分析記録及び利用しなかった処理後物があった場合、処理後物の処理量その他必要な事項を記録するとともに、当該結果を知事及び当該工事の発生担当部署長に遅滞なく書面により報告すること。また当該記録を工事完了後最低5年間保存すること。
- (6) 第1号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式7により発生担当部署長と発生工事元請業者の連名で知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。

#### 【解説】

本条では、現場間利用における建設汚泥発生工事を受注した元請業者を「発生工事元請業者」と定義し、その遵守事項を規定した。下記事項を除き基本的には、第5条(現場内利用に関する元請業者の役割等)に規定する事項に同じである。(第5条解説参照)

#### ■現場内利用の場合と異なる点

- ①建設汚泥の処理に関する届出については、様式5(現場間：発生工事用)を使用し、発生工事元請業者と発生担当部署長の連名で2部(1部は提出

者に返却するため写しでもかまわない) 提出し、第 9 条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手するものとする事とした。

②利用できる処理後物の品質基準のうち第 4 種処理土を除いている。

このため、第 1 種処理土、第 2 種処理土及び第 3 種処理土のいずれかの品質を選定とすることになる。

(第 4 種処理土を除外する理由)

現場間利用においては、利用現場までの運搬が伴い、処理後物の性状劣化等が考えられることから、第 3 種処理土 (コーン指数  $400\text{kN/m}^2$ 以上) 以上の品質まで再生したものに限定した。

(現場間利用に関する利用工事元請業者の役割等)

第8条

利用工事元請業者は、第6条に掲げる建設汚泥の適正な再生利用を図るため、次に掲げる事項について、利用担当部署長の指示・監督の下、確実に実施するものとする。

- (1) 当該建設汚泥の利用に関する計画を様式6により、利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。
- (2) 処理後物の保管は、品質の劣化や飛散・流出、悪臭の発生その他の生活環境の保全上支障が生じないよう適正に管理して行うこと。
- (3) 当該工事は、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に実施すること。
- (4) 処理後物の受入れ量、利用量、利用場所及び利用しなかった処理後物があった場合、処理後物の処理量その他必要な事項を記録するとともに、当該結果を知事及び利用担当部署長に遅滞なく書面により報告すること。また当該記録を工事完了後最低5年間保存すること。
- (5) 第1号に規定する計画書の内容を変更しようとする場合は、変更に関する計画書を様式8により利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で知事に提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること。

【解説】

本条は、利用工事を受注した元請業者に対する遵守事項を規定している。

利用工事においては、利用担当部署長の指示・監督の下、処理後物の管理、適正な利用工事を実施することになる。

また、利用計画書を利用担当部署長と利用工事元請業者の連名で知事に2部(1部は提出者に返却するため写しでもかまわない)提出し、第9条に規定する知事からの通知を受け取った日以降に、工事着手すること及び利用工事に係る記録を行い、利用担当部署長及び知事に書面で報告すること(記録の保存については、第5条関係解説(5)の留意点を参照)。

なお、利用計画の内容に変更が生じた場合は、利用担当部署長の事前承認事項となる。この場合には、発生担当部署長と知事との事前協議を実施した内容の変更となるため、発生担当部署長は、利用担当部署長からの連絡を受け、知事と再協議しなければならない。

(通知)

第9条

知事は、第5条第1号、第6条第4号、第6条第7号、第7条第1号及び第8条第1号に規定する計画、又は第5条第7号、第6条第10号、第7条第6号及び第8条第5号に規定する変更の計画について、その内容が第3条から第8条までに規定する自ら利用の条件等にそれぞれ適合すると認めるときは、当該注文者及び元請業者に対し文書により通知するものとする。

【解説】

知事は、注文者及び元請業者から提出された計画書の内容が自ら利用の条件等に適合すると認める場合は、通知することとした。

又、変更計画書の提出があった場合も同様とする。

(行政区域が異なる場合の調整)

第10条

現場間利用において、建設汚泥が発生する工事の区域を所管する産業廃棄物担当行政庁（大阪府内に限る。以下同じ。）と処理後物を利用しようとする工事の区域を所管する産業廃棄物担当行政庁が異なる場合は、該当行政庁間で事前に調整を行うものとする。

【解説】

産業廃棄物担当行政庁をまたがって現場間利用を計画する場合を想定した規定である。

注文者は、このような利用計画を立案するときには、まず、建設汚泥の発生工事の区域を所管する担当行政庁に相談するとともに、利用工事を予定する区域を所管する行政庁にも説明等を行なうこととなる。

なお、書類の提出先は次のとおりとし、提出部数は全て3部（1部は提出者に返却、1部は関係行政庁に送付するため写しでもかまわない）とする。

- ①様式4の建設汚泥の自ら利用（現場間）に関する事前協議書の提出先は、発生工事の区域を所管する担当行政庁。
- ②様式5の建設汚泥の処理に関する計画の提出先は、発生工事の区域を所管する担当行政庁
- ③様式6の建設汚泥の利用に関する計画書の提出先は、利用工事の区域を所管する担当行政庁
- ④様式7の建設汚泥の処理に関する変更計画書及び様式8の利用に関する変更計画書の提出先は、様式5、様式6を提出した担当行政庁

(建築物の所有権の移転)

第11条

建築物を売却する等により所有者が変わる場合は、処理後物の利用用途、利用箇所、利用量、性状及び品質を記載した書面を交付すること。

【解説】

所有者が変わる場合、次の所有者に処理後物の管理を引き継ぐ必要があることから、次の所有者に、処理後物の利用用途、利用箇所、利用量、性状及び品質を記載した書面を交付するものとした。

(巻末資料1) 建設汚泥の「自ら利用」に関する条件の考え方(環境省通知の概略)

「自ら利用」にあたっては、建設汚泥処理物(処理後物)が、次に示す「有価物判断要素」に適合する必要がある。

(環境省 H17.7.25 通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」で示した5点の要件)

#### 1. 性状について

- ①再生利用の用途に要求される品質※を満足していること  
※建設汚泥処理土利用技術基準に定める用途に応じた要求品質  
【判断】利用方法が設定されていること、目標品質の設定、建設資材としての試験による確認
- ②飛散、流出及び悪臭の発生等生活環境保全上の支障※が生じる恐れがないこと  
※土壤環境基準、土壤法の含有基準をクリア、強アルカリ水の流出防止  
【判断】分析により別表管理物質及び基準値の適合を確認、サンド工法による盛土等で流出防止措置がとられていることを確認
- ③再生処理は安定的に品質が得られる処理方法であり、工程管理がなされていること  
【判断】再生処理方法のチェック、管理責任者の設置確認

#### 2. 排出状況

搬出は、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること  
【判断】搬出記録と設計図書との整合チェック、適正な保管チェック、品質検査結果の定期的な記録があること。

#### 3. 通常取引形態

建設汚泥処理物が、建設資材として市場が形成されていること  
ただし、自ら利用の場合は適用しない  
この場合にあっても建設資材として適正な利用が一般的に認められることを確認すること。

#### 4. 取引価値の有無

【判断】建設資材として利用する工事に係る計画が、工事注文者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認できること。  
施工指針、共通仕様書等から当該処理物が、品質、数量等が仕様に適合していること。  
構造的に安定した工事が実施され、実施されたことを確認すること

#### 5. 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思があること。

(巻末資料2-1)

現場内利用における役割分担

注文者	環境部局	元請（排出事業者）
① 利用計画の事前相談	② 計画内容のヒアリング	
③ 事前協議書の提出 ・発生量、改質目標 ・利用場所等	④ 収受（審査）	
	⑤ 協議済み通知	
⑥ 利用計画書提出指示 ・特記仕様書等に明記 （品質、量、利用場所等） ・施工管理	⑨ 計画書受付 ・審査	⑦ 利用計画書作成
	⑩ 受理書交付  （必要に応じ立入）	⑧ 同提出
		⑪ 利用工事着手 ・品質確認 ・有害分析 ・環境保全 ・工事記録
⑬ 利用実績チェック		⑫ 工事終了
⑭ 収受・保存(5年)	⑮ 完了報告書収受	⑬ 完了報告書提出 ・利用記録保存(5年)

備考 この表は、現場内利用における手続き等の流れを示したものである。

(巻末資料2-2) 現場間利用における役割分担

発生工事	発生担当部署長(6条)	発生工事元請業者(7条)
	①利用担当部署長と利用条件等調整 ②事前協議書の提出 → 知事 ③工事注文図書に処理方法等明示 ④処理計画書の作成・提出 → 知事 (発生工事元請業者①と同じもの) ⑤工事中の施工管理 ⑥処理後物の品質確認 ⑦処理後物の搬出の実施、同記録、(保管) ⑧処理実績の記録徴収・保存(5年) ⑨利用結果等についての情報把握 ※万一、利用できなかった処理後物の処理	①処理計画書の作成・提出 → 知事 (発生担当部署長④と同じもの) ②汚泥の再生処理、保管 ・環境対策等 ・工事記録 ③処理後物の品質確認(試験・分析)・保管 ④品質確認結果の報告 → 発生担当部署長 ⑤処理実績報告 → 発生担当部署長・知事 ⑥記録の保存(5年) ※万一、利用できなかった処理後物の処理
知事・市長	①事前協議の結果通知 → 担当部署長 ②処理計画書及び利用計画書の審査、通知 → 元請業者 ③工事現場の立入 ④処理及び利用実績報告書の審査・收受 ⑤その他利用条件等の遵守指導	
利用工事	利用担当部署長(6条)	利用工事元請業者(8条)
	①発生担当部署長と利用条件等調整 ②工事注文図書に利用方法等明示 ③利用計画書の作成・提出 → 知事 (利用工事元請業者①と同じもの) ④受入した処理後物の確認 ⑤工事中の施工管理 ⑥利用実績の記録徴収・保存(5年) ⑦利用結果等の情報提供 → 発生担当部署長 ※万一、利用できなかった処理後物の処理	①利用計画書の作成・提出 → 知事 (利用担当部署長③と同じもの) ②利用工事 ・環境対策等 ・工事記録 ③利用実績報告 → 利用担当部署長・知事 ④記録の保存(5年) ※万一、利用できなかった処理後物の処理

備考 1 この表は、現場間利用における関係者の役割を示したものである。  
 2 □ は、提出先を示す。



## (巻末資料3)

## 処理後物の有害性の判定基準

分析項目	土壤汚染対策法施行規則 別表第4に規定する 溶出量基準(mg/L)	土壤汚染対策法施行規則 別表第5に規定する 含有量基準値 (mg/kg)	
四塩化炭素	0.002 以下	/	
クロロエチレン	0.002 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下		
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		
ジクロロメタン	0.02 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		
トリクロロエチレン	0.01 以下		
ベンゼン	0.01 以下		
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003 以下		カドミウム 45 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 以下		六価クロム 250 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアン 50 以下	
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下	水銀 15 以下	
うちアルキル水銀	検出されないこと		
セレン及びその化合物	セレン 0.01 以下	セレン 150 以下	
鉛及びその化合物	鉛 0.01 以下	鉛 150 以下	
砒素及びその化合物	砒素 0.01 以下	砒素 150 以下	
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 4000 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 1 以下	ほう素 4000 以下	
シマジン	0.003 以下	/	
チラウム	0.006 以下		
チオベンカルブ	0.02 以下		
PCB	検出されないこと		
有機りん化合物	検出されないこと		
ダイオキシン類に係る土壤環境基準値			
ダイオキシン類	—	1000pg-TEQ/g ※	

(巻末資料4) 建設汚泥処理土の土質材料として品質区分と品質基準値

区分	基準値	コーン指数※ qc(kN/m <sup>2</sup> )	備考
第1種処理土	—	—	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	800以上	
第3種処理土	400以上	400以上	
第4種処理土	200以上	200以上	

(国土交通省：建設汚泥処理土利用技術基準)

※所定のモールドに締め固めた試料に対しコーンペネトロメーターで測定したコーン指数